

## 一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条の規定により、送迎用シャトルバス運行管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和7年3月10日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
理事長 島貫 隆夫

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院 第1会議室
- (2) 日時 令和7年3月25日(火) 午前10時15分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

送迎用シャトルバス運行業務

区間：『日本海総合病院』⇔『日本海酒田リハビリテーション病院』⇔『いろは蔵』⇔『酒田駅前』間

年間予定数量：242日間（1日あたり10時間）

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)の1日当たりの単価に年間予定数量を乗じた額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は単価契約とする。契約金額については、入札書記載の(1)の1日当たりの単価に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その小数第3位以下を切り捨てた金額）とする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加者名簿又は酒田市契約規則第27条第3項の指名競争入札登録簿に記載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱又は酒田市建設工事請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 2の(1)の役務に係る営業に関し、酒田地区に所在（本店、支店、営業所）を有すること。また、その店舗にて1年以上の営業実績があること。
- (5) 訪問介護員2級研修課程又は介護職員初任者研修課程の修了者が1名以上在籍していること。
- (6) 2の(1)の役務に係る営業に関し、道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (7) この公告による入札において、他の入札参加者に係る2の(1)役務を履行する者となっていないこと。
- (8) 次のいずれかにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町 30 番地 日本海総合病院 管理課施設係 0234-26-2001

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に年間予定数量を乗じた額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額。ただし、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第 29 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札説明書 9 入札の無効各号に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札の参加資格確認申請書及び 2 の (1) の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」)を令和 7 年 3 月 17 日(月)午後 5 時までに 4 の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。

(2) (1) により提出された応札役務仕様書については、2 の (1) の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除、賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 年間予定数量は、その数量を保証するものではない。

(6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。